

柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月17日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第20号

柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年柴田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 <u>(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u></p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 <u>(法第6条の3</u></p> | <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u> おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 <u>(法第6条の3第10項第2号の規定に基</u></p> |

第10項第2号の規定に基づき受け入れる
場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人
につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)～(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人 (法第6条の3
第12項第2号の規定に基づき受け入れる
場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人
につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人 (法第6条の3
第12項第2号の規定に基づき受け入れる
場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人
につき1人

3 (略)

づき受け入れる場合に限る。次号において
同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人
につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)～(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規定に基
づき受け入れる場合に限る。次号において
同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人
につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規定に基
づき受け入れる場合に限る。次号において
同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人
につき1人

3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。